



※1 温対法第19条に基づく、中央区内(事業所、区民含む)の温室効果ガス排出量削減等を推進するための総合的な計画。現行計画では基本目標1が該当。

※2 温対法第21条に基づく、中央区の組織及び施設における事務事業を対象とした、温室効果ガス排出量削減等の措置に関する実行計画。